

改正

平成19年3月30日要綱第61号
平成20年3月31日要綱第65号
平成20年7月31日要綱第124号
平成20年11月28日要綱第148号
平成21年3月31日要綱第44号
平成21年6月10日要綱第117号
平成22年3月31日要綱第31号
平成23年3月31日要綱第58号
平成23年9月30日要綱第122号
平成24年3月30日要綱第58号
平成25年3月29日要綱第73号
平成26年3月31日要綱第61号
平成26年9月30日要綱第170号
平成26年12月26日要綱第189号
平成27年12月28日要綱第135号

調布市日中一時支援費支給事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者を一時的に預かって障害者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う日中の一時的な支援（以下「日中一時支援」という。）に要する費用（食事の提供その他日中一時支援に必要な実費等を除く。以下「日中一時支援費」という。）を支給することにより、障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2 支給対象者

日中一時支援費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市長から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第22条第8項に基づく障害福祉サービス受給者証（以下「障害福祉サービス受給者証」という。）の交付を受けている、又は受けることができる在宅の障害者で、市長が日中一時支援が必要と認めた以下の各号に掲げるものとする。

(1) 法第4条第1項に規定する障害者。ただし、65歳以上の者並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者にあつては、以下に掲げる障害福祉サービスのうちいずれか一つ以上の支給決定を受けている者に限る。

ア 法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）

イ 法第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）

ウ 法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）

エ 法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）

(2) 法第4条第2項に規定する障害児のうち、学齢以上の者の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条に規定する保護者をいう。）

第3 日中一時支援の内容

日中一時支援の内容は、宿泊を伴わない範囲の日中一時支援で、第10第1項に規定する登録事業者が定める時間内の利用に係るものとする。

第4 支給の手続

日中一時支援費の支給を受けようとする者は、支給対象者であることを証する書類を添えて移動支援費・日中一時支援費支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（第6第1項の規定による申請及び届出を含む。）は、調布市障害者相談支援事業実施要綱（平成14年調布市要綱第33号）に基づく事業の委託を受けた事業者が代行して行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、日中一時支援費の支給の可否を決定する。

4 市長は、前項の規定により支給すると決定（以下「支給決定」という。）したときは、1月のうち12日を限度として支給する日中一時支援の利用日数の上限（以下「支給量」という。）を定め、たとえば、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）受給者証兼支給決定通知書（第2号様式。以下「受給者証」という。）により、当該日中一時支援費の申請をした者（以下「申請者」という。）にこの旨を通知するとともに、受給者証を交付するものとする。

5 市長は、第3項の規定により支給をしないと決定したときは、この旨を移動支援費・日中一時支援費不支給通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

第5 受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は、3年とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、3年以内の期間で有効期間を定めることができる。

- 2 受給者証の交付を受けた者は、有効期間の満了後も引き続き交付を希望するときは、有効期間が満了する日までに第4第1項の規定による申請を行わなければならない。

第6 登録事項の変更

支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、住所その他の登録した事項の変更を希望するとき又は変更があったときは、移動支援費・日中一時支援費支給決定事項変更申請（届出）書（第4号様式）により、市長に申請し、又は届け出なければならない。

- 2 前項の規定による申請又は届出の区分については、現に受けている支給量又は支給決定に係る事項についての変更にあつては申請と、住所等の軽易な事項の変更にあつては届出とする。
- 3 前項の規定による申請については、第4第3項から第5項までの規定を準用する。

第7 支給決定の取消し

市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すものとする。

この場合において、第3号に該当する取消しを行ったときは、日中一時支援費の返還を命ずるものとする。

- (1) 日中一時支援を受ける必要がなくなったとき。
 - (2) 転出したとき（転出後も引き続き市長から障害福祉サービス受給者証の交付を受けることとなる場合を除く。）。
 - (3) 偽りその他不正な手段により日中一時支援費の支給を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、受給者証の返還を求めるものとする。

第8 日中一時支援費の支給等

日中一時支援を希望する支給決定者は、第10第1項に規定する登録事業者を受給者証を提示し、当該登録事業者との間で日中一時支援の利用についての契約を締結したうえで、利用するものとする。

- 2 市長は、支給決定者が前項の規定により契約を締結した登録事業者（以下「契約事業者」という。）の日中一時支援を利用したときは、当該支給決定者に対し、支給量の範囲内で日中一時支援費を支給する。
- 3 契約事業者の日中一時支援を利用した支給決定者（以下「一時支援利用者」という。）に対し、市長が支給する日中一時支援費は月を単位として支払うものとし、その支給額は、別表第1に定める基準により算定した1日当たりの日中一時支援の額（算定した額が、当該日中一時支援に要

した費用の額を上回る場合は、当該日中一時支援に要した費用の額とする。)の1月の合計額に、別表第2に定める一時支援利用者が属する世帯の課税状況等(以下「世帯の課税状況等」という。)の割合を乗じて得た額とする。

- 4 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 5 第3項に規定する別表第2に定める割合は、当該支給決定の有効期間において、毎年8月に当該年度の世帯の課税状況等に応じて変更するものとする。
- 6 一時支援利用者は、契約事業者に対し日中一時支援に要した費用(以下「一時支援利用者負担額」という。)を当該契約事業者を支払わなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、市長は、一時支援利用者が契約事業者を支払うべき一時支援利用者負担額について、日中一時支援費として当該一時支援利用者に支給すべき額の範囲内において、当該一時支援利用者からの支払についての委任を受けて当該契約事業者を支払うことができる。
- 8 市長は、前項の規定により一時支援利用者からの委任を受けて日中一時支援費を支払うときは、契約事業者から次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。
 - (1) 日中一時支援費請求書
 - (2) 日中一時支援費明細書
 - (3) 日中一時支援費サービス提供実績記録票
- 9 市長は、契約事業者から前項に規定する書類の提出があったときは、内容を審査のうえ、支払うことが適当と認めたときは、当該契約事業者に対し支払うものとする。
- 10 前項の規定による支払がされたときは、市長から第2項に規定する支給決定者に対し、日中一時支援費の支給がなされたものとみなす。

第9 日中一時支援事業者の登録

日中一時支援事業者としての登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、日中一時支援事業者登録申請書(第5号様式)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 日中一時支援事業者の登録ができる者は、以下の各号に掲げる類型に応じ、当該各号に掲げる者で、市長が適当と認める者とする。
 - (1) I型 次のいずれかに該当する者
 - ア 法第5条第8項に規定する短期入所を実施する法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)
 - イ 病院に併設した場所で日中一時支援を行う医療法人
 - (2) II型 市内に所在し、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は児福法第6

条の2の2第6項に規定する放課後等デイサービス（以下総称して「日中活動系サービス」という。）のいずれか一つ以上を実施する指定障害福祉サービス事業者又は児福法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、その結果を日中一時支援事業者登録（不登録）決定通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 登録事業者が日中一時支援を実施できる日又は時間は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) I型 全ての日

(2) II型 登録事業者が日中活動系サービスを実施する日のうち、登録事業者が定める当該日中活動系サービスの提供時間の終了後の時間。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第6の11に規定する延長支援加算及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に規定する延長支援加算の対象とならないものに限る。

第10 登録の有効期間

第9第3項の規定による日中一時支援事業者としての登録の決定を受けた者（以下「登録事業者」という。）の登録の有効期間は、登録の日から指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者としての指定期間の満了日までとする。ただし、第9第2項第1号イの規定による登録事業者は、登録の日から6年（登録の日が月の途中である場合は、6年以内で最も後の月の末日まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、登録事業者が、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害児通所支援事業者としての指定を取り消され、又は第9第2項各号に掲げる事業を廃止し、若しくは休止したときは、当該取消し又は廃止若しくは休止をした日をもって登録の効力を失うものとする。

3 登録事業者は、登録期間満了後も引き続き登録を希望するときは、登録期間が満了する日までに第9第1項に規定する申請を行わなければならない。

第11 登録の辞退

登録事業者は、登録を辞退しようとするときは、1月前までに市長に対し、その旨を書面により申し出なければならない。

第12 報告等

市長は、必要があると認めるときは、職員をして登録事業者若しくは登録事業者であった者又は登録事業者の事業所（以下「事業所」という。）の従業者である者若しくは事業所の従業者であった者に対し、次の各号に掲げる事項を調査等することができる。

- (1) 運営状況等の報告を求めること。
- (2) 帳簿書類その他の物件の提出又は提示を命じること。
- (3) 関係者に対して質問をすること。
- (4) 事業所に立入調査をすること。
- (5) 設備又は帳簿書類その他の物件について検査すること。

第13 勧告

市長は、登録事業者が、第9第2項に定める事項に該当せず、又は適正な日中一時支援の運営をしていないと認めるときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて市長が別に定める基準を遵守すべきことを勧告することができる。

第14 登録の取消等

市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。この場合において、第2号に該当する取消しを行ったときは、日中一時支援費の返還を命ずるものとする。

- (1) 第12に規定する調査等に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 第13に規定する勧告に従わないとき。
- (3) 日中一時支援費の請求について不正があったとき。
- (4) 不正の手段により登録事業者としての登録をしたとき。

第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月7日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日要綱第61号）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行った日中一時支援に係るものについて適用し、同日前に行った日中一時支援に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月31日要綱第65号）

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月31日要綱第124号）

- 1 この要綱は、平成20年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う日中一時支援に係るものについて適用し、同日前に行った日中一時支援に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月28日要綱第148号）

この要綱は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日要綱第44号）

- 1 この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う日中一時支援に係るものについて適用し、同日前に行った日中一時支援に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年 6 月10日要綱第117号）

- 1 この要綱は、平成21年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う日中一時支援について適用し、同日前に行った日中一時支援については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月31日要綱第31号）

- 1 この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う日中一時支援について適用し、同日前に行った日中一時支援については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月31日要綱第58号）

- 1 この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う日中一時支援について適用し、同日前に行った日中一時支援については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 9 月30日要綱第122号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第58号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第73号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う日中一時支援について適用し、同日前に行った日中一時支援については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日要綱第61号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
（調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2の規定による改正前の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年9月30日要綱第170号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
（調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 9 第18の規定による改正前の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年12月26日要綱第189号抄）

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
（調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 8 第7の規定による改正前の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年2月29日要綱第20号抄）

(施行期日)

- 1 この改正は、平成28年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 改正前の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月15日要綱第32号)

(施行期日)

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の規定は、改正の施行の日以後に行う日中一時支援について適用し、同日前に行った日中一時支援については、なお従前の例による。
- 3 改正前の調布市日中一時支援費支給事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第8関係)

支援時間/日	日額	加算
1時間未満	1,000円	一時支援利用者が送迎サービスを利用した場合 送迎サービスの利用1回につき540円を加算。 ただし、1日2回まで
1時間以上4時間未満	2,000円	
4時間以上8時間未満	4,000円	
8時間以上	6,000円	

備考

- 1 この表における支援時間は、日中一時支援の事業以外の障害福祉サービスを行う時間を除く時間とする。
- 2 この表において、一時支援利用者の住所との往復で送迎サービスを利用した場合の送迎サービスの利用回数は、往路及び復路で各1回の送迎サービスを利用したものとして算定する。
- 3 この表において「重度重複障害者(児)」とは、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が1級の者で、かつ、東京都愛の手帳交付要綱に基づき交付を受けた愛の手帳の障害の程度が1度又は2度の者をいう。

別表第2 (第8関係)

一時支援利用者の属する世帯の課税状況等	割合
生活保護世帯等	100/100
区市町村民税非課税世帯	100/100
区市町村民税均等割のみの課税世帯	97/100
区市町村民税所得割課税世帯	90/100

備考

- 1 この表における一時支援利用者が属する世帯に係る日中一時支援費の支給額の算定については、一時支援利用者が18歳以上の場合にあつては当該一時支援利用者及びその配偶者を世帯員とする世帯とみなして当該一時支援利用者に係る支給額を算定するものとし、一時支援利用者が18歳未満の場合にあつては当該一時支援利用者の保護者の属する住民基本台帳上の世帯として当該一時支援利用者に係る支給額を算定する。
- 2 この表における「一時支援利用者の属する世帯の課税状況等」の適用については、第4第1項の規定による申請のあった日又は第6第1項の規定により支給決定に係る事項等の変更がなされた日（以下「申請日等」という。）の属する年度（当該申請日等の属する月が4月から6月までの間にあつては、その前年度）の課税状況等によるものとする。
- 3 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 生活保護世帯等 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者の属する世帯をいう。
 - (2) 区市町村民税 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税（同法に基づく特別区民税を含む。）をいう。
 - (3) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割をいう。
 - (4) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいう。

第1号様式（第4関係）

第2号様式（第4関係）

第3号様式（第4関係）

第4号様式（第6関係）

第5号様式 (第9 関係)

第6号様式 (第9 関係)